

入札説明書

島根県内企業採用情報誌「企業ガイドブックしまね 2024」作成業務の委託に関する一般競争入札については、次のとおりとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 島根県内企業採用情報誌「企業ガイドブックしまね 2024」作成業務
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 20 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類：印刷製本、小分類：出版・製本・製作）に登録されていて、島根県内に本店を有する者であること。
- (4) 島根県が行う指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県内に事業所を有し、当該事業所に本業務に係る連絡調整を行うための専任者が 2 名いること。
- (7) 過去 5 年（平成 29 年度～令和 3 年度）において、当財団、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（外郭団体を含む。）と下記規模と同程度以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。
 - ・ 100 ページ以上のパンフレットや冊子等の印刷製本業務（表まわりのデザイン制作を含む。）であること。
- (8) 法律を遵守する旨を内容とするプライバシーポリシーを公表するか、又は個人情報を厳正に管理するための具体的措置を明らかにした個人情報管理マニュアル等を定めていること。

3 入札参加資格の確認と審査

入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類を持参又は郵送（必着）により、財団まで提出すること。なお、当該資料に関し財団から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加資格確認の提出書類
 - ① 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - ② 委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）（様式第 3 号）
 - ③ プライバシーポリシー等（プライバシーマーク付与の認定を受けている場合はその旨を証する書類、又は個人情報管理マニュアル等）

④過去5か年（平成29年度～令和3年度）において、当財団、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（外郭団体を含む。）と下記規模と同程度以上の契約を締結し、履行した実績。

・100ページ以上のパンフレットや冊子等の印刷製本業務（表まわりのデザイン制作を含む。）であること。

(2) 提出方法

①申請書、添付書類の提出部数は各1部とする。

②提出期限までに郵送又は持参する。

（持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後6時までの間とする。）

③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

④提出された書類は、返却しない。

⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和4年10月31日（月）午後5時まで

提出先：〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

（公財）ふるさと島根定住財団 ジョブカフェ事業課あて

(4) 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果は、後日通知する。

4. 入札心得

入札参加者は、この入札心得の内容を十分理解して入札に参加すること。

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。

(2) 入札は、公告の示す日時及び場所に本人又は代理人が出席して入札書を提出する。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

①契約の履行に当たり不正の行為をした者

②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

③落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④正当な理由がなく契約を履行しなかった者

⑤前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、財団が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 入札中は、入札者間の私語及び不必要な立席を禁ずる。入札辞退により途中で退場する場合は、入札執行者の了解を得ること。

(8) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(9) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に触れる行為を行ってはならない。

5. 入札方法及び開札等

(1) 日時

令和4年11月7日(月)午後2時～

(2) 場所

島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

(公財)ふるさと島根定住財団 会議室

(3) 入札方法等

①郵便、電報、FAX、電話による入札は認めない。

②代理人の入札の場合は、上記3(1)②の書類確認を受けるものとする。

③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑤入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。

⑥入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

(4) 開札の方法

①開札は、入札終了後ただちに入札会場で行う。

②開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

③予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札

①再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、2回まで再度入札に付することができるものとする。

②入札参加者のうち再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

③入札参加者が1人となったときは、入札を行わない。

(6) 落札者の決定方法

①入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

②落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決める。

③入札者がいないとき、又は落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①入札参加資格のない者の提出した入札

②委任状を提出しない代理人のした入札

③同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

④記名を欠く入札

⑤金額を訂正した入札

⑥誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

- ⑧明らかに不正によると認められる入札
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、当該入札を取り止め、または入札期日を延期する場合がある。

6. 入札書等の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式第2号）に必要とする事項を記載し、公告に示す日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状（様式第3号）を提出しなければならない。
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

①入札書には、島根県内企業採用情報誌「企業ガイドブックしまね 2024」作成業務の履行に係る一切の諸経費を含め見積った契約金額（見積った金額の110分の100に相当する金額）を記入すること。

~~入札書には、単位当たりの単価を記入すること。~~

~~なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した金額を契約金額（単価）とし、支払金額は、契約金額（単価）に発注数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（単価）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。~~

②入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載をすること。

③代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載をすること。

- (4) 入札金額は訂正することができない。書き損じた場合は、新たに入札書の配布を受けて入札を行うことができる。
- (5) 環境配慮のため、入札書及び委任状の封筒は必要としない。

7. 入札保証金

免除

8. 契約書等の作成

- (1) 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から令和4年11月30日（水）までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

9. 質問等

(1) 質問方法等

様式第4号「質疑票」を電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス newjobcafe@teiju.or.jp

(2) 提出期限

令和4年10月21日（金）午後5時必着

(3) 回答方法

ジョブカフェしまねサイトホームページに掲載

(4) 回答予定

令和4年10月26日（水）

10. 添付資料

様式第1号：入札参加資格確認申請書

様式第2号：入札書

様式第3号：委任状（代理人が入札する場合）

様式第4号：質疑票

11. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) この入札に関する問い合わせ先

〒690-0003

島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

（公財）ふるさと島根定住財団 ジョブカフェ事業課

電話（0852）28-0694 FAX（0852）28-0692

メール newjobcafe@teiju.or.jp